

環境省組織規則の一部を改正する省令について

令和 8 年 7 月
環境省大臣官房秘書課

1. 改正の背景

○今般、環境省の所掌事務の的確な遂行を図るため、環境省組織令（平成 12 年政令第 256 号）を一部改正し、地球環境局国際連携課の名称を同局国際地球温暖化対策推進課に変更する等の必要があるため、所要の規定の整備を行うこととしている。

○これに合わせ、所要の措置を行うとともに、令和 8 年度機構・定員要求の結果を反映するため、環境省組織規則（平成 13 年環境省令第 1 号）の一部改正を行うこととする。

2. 主な改正事項

- 「国際連携課」の「国際地球温暖化対策推進課」への名称変更
- 「気候変動国際交渉室」の「気候変動国際協力室」への名称変更
- 環境金融推進室の設置
- 生物多様性ビジネス推進室の設置
- 循環型社会推進室長の充て職の専任化

等

3. 施行

令和 8 年 8 月 1 日施行